

## 休業、休暇等と義務履行年限の取扱いに関する基本的な考え方

区分	内容	義務履行年限の取扱い
育児休業	<p>1 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成30年法律第76号。以下「育児・介護休業法」という。）の規定に基づき、1歳未満の子を養育するためにする休業</p> <p>2 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成30年法律第110号）の規定に基づき、3歳に達する日までの子を養育するためにする休業</p>	<p>義務履行年限に含めない。</p> <p>平成28年3月16日から適用</p>
短時間勤務	育児・介護休業法の規定に基づき、3歳未満の子を養育するためにする勤務（1日の所定労働時間は原則として6時間）	<p>義務履行年限に含める。</p> <p>平成28年3月16日から適用</p>
育児短時間勤務	地方公務員の育児休業等に関する法律の規定に基づき、小学校就学の始期に達するまでの子を養育するためにする勤務	<p>勤務時間のみ義務履行年限に含める。</p> <p>令和6年4月1日以降において、育児短時間勤務をする奨学生に適用</p>
育児時間	労働基準法（昭和22年法律第49号）の規定に基づき、1歳に達しない子を育てるために取得する時間（1日2回それぞれ30分以内）	<p>義務履行年限に含める。</p> <p>平成28年3月16日から適用</p>
部分休業	地方公務員の育児休業等に関する法律の規定に基づき、小学校就学の始期に達するまでの子を養育するためにする休業（1日当たり2時間を超えない範囲内の時間）	<p>義務履行年限に含める。</p> <p>平成28年3月16日から適用</p>
産前休業	労働基準法の規定に基づき、産前6週間（多胎妊娠の場合は14週間）以内にする休業	<p>義務履行年限に含める。</p> <p>平成28年3月16日から適用</p>
産前休暇	地方公務員の勤務時間その他の勤務条件について定めた条例の規定に基づき、産前に取得する休暇（産前8週間以内。多胎妊娠の場合は14週間以内など）	<p>義務履行年限に含める。</p> <p>平成28年3月16日から適用</p>

区分	内容	義務履行年限の取扱い
産後休業	労働基準法の規定に基づき、産後8週間においてする休業	義務履行年限に含める。 平成28年3月16日から適用
産後休暇	地方公務員の勤務時間その他の勤務条件について定めた条例の規定に基づき、産後に取得する休暇（産後8週間など）	義務履行年限に含める。 平成28年3月16日から適用
介護休業	育児・介護休業法の規定に基づき、要介護状態にある対象家族を介護するためにする休業	義務履行年限に含めない。 令和6年9月3日以降において、介護休業する奨学生に適用
介護休暇	地方公務員の勤務時間その他の勤務条件について定めた条例の規定に基づき、要介護者の介護をするために取得する休暇	義務履行年限に含めない。 令和6年9月3日以降において、介護休暇を取得する奨学生に適用
病気休暇	1 勤務する指定医療機関の就業規則等の規定に基づき、負傷または疾病のため療養する必要があり、勤務しないことがやむを得ないと認められる場合に取得する休暇 2 地方公務員の勤務時間その他の勤務条件について定めた条例の規定に基づき、負傷または疾病のため療養する必要があり、勤務しないことがやむを得ないと認められる場合に取得する休暇	義務履行年限に含める。 平成28年3月16日から適用
病気休職	病気休暇を取得してもなお療養を要する場合にする休職	義務履行年限に含めない。 平成28年3月16日から適用

(備考)

- 奨学生が休業する場合、休暇を取得する場合などにおける条件、期間等については、勤務する指定医療機関に適用される法令、例規、就業規則などに定めるところによる。
- 福井県医師確保修学資金等貸与条例施行規則第13条第3項に規定する「1週間当たりの勤務時間が32時間未満である勤務」とは、この表に定める育児短時間勤務とする。
- 育児短時間勤務をする場合においては、次の計算式で算出した期間を義務履行期間とする。  
「育児短時間勤務月数×実際に勤務した1週間あたり勤務時間数／1週間あたり通常勤務時間数」  
(例)  
7.75時間／日（フルタイム）の指定医療機関で週3日の勤務を1年間実施した場合  
12月×23.25時間（7.75h×3日）／38.75時間（7.75h×5日）＝7.2…≒8月（1月未満切上げ）
- この表に定めがない事項またはこの表の内容に疑義が生じた場合、奨学生は福井県健康福祉部健康医療局地域医療課と協議するものとする。